四日市市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月20日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第50号

四日市市会計規則の一部を改正する規則

四日市市会計規則 (昭和39年四日市市規則第25号) の一部を次のように改正する。

改正後 別表第1 (第4条の3及び第4条の5関係) (略) 出納員になる 設置箇所 現金取扱員 物品取扱員と|審査補助員とな べき者 になるべき なるべき者 るべき者 者 (略) 所属の長が指 | 所属の長が指名 四日市公害と環 名した庶務担した庶務担当の 副館長 境未来館 当の係長相当 係長相当職以上 職以上の職員 の職員 (略)

改正前				
別表第1 (第4条の3及び第4条の5関係)				
(略)				
設置箇所	出納員になる	現金取扱員	物品取扱員と	審査補助員とな
	べき者	になるべき	なるべき者	るべき者
		者		
(略)			所属の長が指	所属の長が指名
四日市公害と環	館長		名した庶務担	した庶務担当の
境未来館			当の係長相当	係長相当職以上
(略)			職以上の職員	の職員

附則

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

(会計管理室)